

令和 8 年度 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 1 回 鹿 児 島 県 最 低 賃 金 専 門 部 会 議 事 録

開 催 日 時		令和 8 年 7 月 27 日 (月) 13 時 59 分 ~ 14 時 50 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員 (3 名)	川口俊一 瀬口毅士 松本俊哉 (敬称略)
	労働者代表委員 (3 名)	上蘭哲也 白石裕治 眞下浩一 (敬称略)
	使用者代表委員 (3 名)	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (3 名)	藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 2 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 3 鹿児島県最低賃金の改正審議について 4 その他	
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱い等について 3 鹿児島地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述 (鹿児島県労働組合総連合) 【意見陳述】 4 最低賃金額の大幅な引き上げ及び全国一律の最低賃金額の実現並びに中小企業に対する実効的な支援等を求める会長声明 (鹿児島県弁護士会) 5 第 2 回目安に関する小委員会配布資料 6 第 3 回目安に関する小委員会配布資料 机上配布 1 第 4 回目安に関する小委員会配布資料 2 日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等について 3 閣議決定に配意した調査審議のお願い (鹿児島労働局長)	

○ 松下室長

委員の皆様には誠にお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は第 1 回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され、議事が閉会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

まず、お手元にお配りしている資料の御確認をお願いいたします。

本日配付の資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり、1 から 6 までであり、うち、5 は から 、6 は から の資料をつけさせていただいております。先日お配りしたファイルに綴り込んでいただきますようお願いいたします。

なお、資料一覧には記載しておりませんが、机の上に置いてあります、7 月 23 日に開催されました第 4 回目安に関する小委員会の配付資料がございますので、別途、机上に配付させていただきます。

それでは、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。毎回のことではございますが、会議内容につきましては事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするために、進行役を除きまして、御発言いただく際はお近くのマイクを手にとって、必ず御自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、マイク同士の干渉を避けるために、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただくよう御協力をお願いいたします。

では、1回目の専門部会でございますので、藤原労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

○ 藤原労働基準部長

皆様、こんにちは。労働基準部長の藤原でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、専門部会の委員をお受けいただき、誠にありがとうございます。

県最賃の改正につきましては、7月10日に開催されました第1回本審において、労働局長より諮問がなされたところでございます。

御承知のとおり、改正の議論につきましては、中央最低賃金審議会で示される目安額を参考にしながら行うこととなりますが、その目安額については、現在、中央最低賃金審議会の目安小委員会において審議中であり、7月31日開催予定の当審議会の第2回本審において目安額を伝達させていただけるものと考えております。

従いまして、専門部会においても第2回目から目安額が示された上での御議論となる予定でございます。

本日、第1回目を設けさせていただいておりますのは、他県では目安が示された後に第1回目の開催を行うところもございますが、本県では、こうして皆様の御協力をいただき、本格的な議論を始める前に第1回目を開催し、労使双方の最賃引上げに係る考え方・御意見を示していただくことで、公益委員の皆様方も含め、労使双方の主張を知る機会としていただくことを目的としているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本日、各側の意見などを生かしつつ、第2回以降、中賃により示される目安額等も参考にしながら、鹿児島等の状況等も踏まえた建設的な御審議をよろしくお願いいたします。

今年も大変暑い時期に、また非常にタイトな日程で御議論いただくことになり、御負担をおかけして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別の御

理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 松下室長

では、これから先は座って説明をさせていただきます。

それでは、まず、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思います。最低賃金法第25条の第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。慣例により、公益委員の皆様より候補者を推薦いただきまして、皆様に御承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 松下室長

ありがとうございます。

それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 瀬口委員

公益委員の瀬口です。

この件につきましては公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に川口委員、部会長代理に松本委員を候補者として推薦します。

○ 松下室長

ただいま、部会長に川口委員、部会長代理に松本委員を推薦する旨、御報告いただきましたが、御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 松下室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長を川口委員、部会長代理を松本委員に決定させていただきます。

それでは、川口部会長に御挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 川口部会長

皆さん、こんにちは。暑い中、酷暑の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年に続きまして、専門部会長を仰せつかりました川口です。最後まで真摯な御審議をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和8年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、本専門部会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 松下室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条の6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この同条第2項では、「審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」とされております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員3名、それから、使用者代表委員3名の合計9名の委員に御出席いただいており、定足数を満たし、有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、本部会は有効に成立しておりますので、審議に入りたいと思います。

その前に、あわせて事務局から確認事項についての説明をお願いいたします。

○ 松下室長

確認事項としまして、会議の公開等について御説明いたします。

お手元の資料番号2の2ページから3ページを御覧ください。

会議そのものや、資料の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程7条及び8条にて、ともに原則として公開する旨が規定されております。

事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望者について周知を行いましたところ、意見陳述希望者以外に５名の傍聴の希望と報道機関５社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

３ページにありますとおり、鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の項目５によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」とされており、第１回公益委員会におきましても、例年どおり公労使三者がそろって議論を行う場のみを可能とし、公益委員及び労働者側委員または公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者がそろっていない場については傍聴ができないこととする方針を確認しております。

したがって、令和８年度本専門部会においても、毎年お諮りしている定例的な議題については、第１回から専門部会が解散されるまで公労使三者がそろって議論を行う場について、一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。

なお、定例的でない議題を審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に部会長の御判断をお願いしたいと考えております。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、部会長の御判断をお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。審議会の会議の公開につきましては、ただいま事務局から説明されましたとおり、審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されているところであります。

私としましては、例年どおり公労使三者がそろって議論を行う場での定例的な議題につきましては、非公開にする理由はないかと思っておりますので、傍聴と取材、また会議資料の配付等を認めることとしたいと考えております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 川口部会長

ありがとうございます。それでは、本日を含め今後の専門部会につきましては、公労使三者がそろって議論を行う場での定例的な議題については公開したいと思います。

事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者、取材者を案内)

○ 川口部会長

それでは、審議を開始いたします。

資料の会議次第に従いまして、議題 1 の最低賃金第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについてを議題といたします。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○ 松下室長

第 1 回本審でも御説明いたしましたとおり、最低賃金法第25条では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員から成る専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料 2 の 1 ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第 5 項で意見聴取について規定されております。同条同項によりますと、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」となっており、最低賃金法施行規則第11条第 1 項に基づいて、第 1 回の本審の後に、公示の期間を 7 月10日から21日までとし、関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、資料 3 のとおり意見書が提出されております。

また、公示前ではありますが、資料 4 のとおり、鹿児島県弁護士会からの会長声明が提出されているところです。

最低賃金法施行規則第11条第 2 項では、意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により意見を聞くものとなっておりますが、今回は 1 名の方から意見陳述の希望があった旨を御報告申し上げます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、意見聴取の公示に対して資料3のとおり意見書が提出され、1名の方からの意見陳述の希望があるとの説明がございました。

意見陳述に関しましては、先日、7月10日に開催されました第1回本審において、事務局からの複数人でも全体で10分から15分程度以内で意見陳述をお受けするとの提案については御了承いただいたところでございます。つきましては、今回は1名ですので、約10分以内程度で意見陳述を行っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 川口部会長

ありがとうございます。それでは、10分以内の持ち時間ということで意見陳述を行っていただくことといたします。

本日は、鹿児島県労働組合総連合、議長、福丸裕子さんが意見陳述を希望されております。それでは、福丸さんから意見陳述をお願いいたします。

○ 福丸陳述人

皆さん、こんにちは。

それでは、意見陳述をさせていただきます。

鹿児島地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述。

鹿児島県労働組合総連合、議長、福丸裕子。

審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けて御尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

最低賃金をめぐる動きについては、近年マスコミ報道などでも注目を集めることになっていきます。2025年の鹿児島の最低賃金は73円引き上げられて1,026円となり、鹿児島でも時給1,000円の壁を突破しましたが、それでも私たちは首都圏との賃金格差が是正されていないと感じています。全国一律最低賃金制度の検討が必須であると痛感しています。

2025年の最低賃金改定による加重平均1,121円では低額で人間らしく暮らすことはできません。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ず、物価高騰の中、暮らしていけないと悲鳴が上がっています。

最高額の東京1,226円と鹿児島県1,026円との差は200円となっており、全国展開している

店舗で同じ労働を同じ時間、150時間行ったとして、月3万円、年収で36万円の差となります。最低賃金が低い地方から賃金の高い都市部へ人口は流失しており、地域経済が疲弊していく要因となっています。

地域経済で言えば、この間の無策が地方から大都市への人口移動を推進したとも言えます。この地方の経済損失は、地域経済を冷え込ませ、地方における中小企業経営において、労働力を十分に確保できないなど影響を与えています。

今、幾つかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊をこれ以上放置できないと、地方最低賃金審議会に向け、格差是正と、そのための最賃引上げを求めて声を上げ、行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。2025年の最低賃金改定では39県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されています。

昨年は、私たち鹿児島県労連で取り組んだ最低生計費調査のアップロードについて、この場で陳述させていただきました。調査結果では、鹿児島市内で25歳の若者が普通に暮らすためには、男性月額26万8,696円（前回調査比較3万1,138円プラス）、女性月額26万9,794円（前回調査比較3万823円プラス）、ともに税・社会保険料込みという結果となりました。年額に換算すると約323万円となり、過去の試算から9.9%上昇しました。試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で男性1,584円、女性1,593円（中央最低賃金審議会で用いる法定の最も長い所定内労働時間月173.8時間で計算した場合です。月150時間換算をすれば男性1,794円、女性1,798円となり、より金額としては上昇する）となりました。労働時間を含めて人間らしく普通に暮らすためには、現在の最低賃金ではとても足りず、時給1,500円以上が必要であることを明らかにしました。

全労連と地方組織が全国27都道府県で約5万人の協力で取り組んできたマーケットバスケット方式による最低生計費試算調査によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円、税込みです、時間額1,800円以上（月150時間換算）必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1,800円、1,900円の結果が出ています。

直近の調査報告では、2025年度改定で最低額だった宮崎において、宮崎県労連が最低生計費試算調査を行い、今年6月に調査結果を公表しています。女性で1,906円、男性1,895円と、宮崎より最低賃金の高い他県と変わらない結果が出ています。

現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の

支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題も持っています。目安額の上乗せも、ランクやブロックで最下位にならないためのものとなり、目安方式そのものが問われる事態になっています。地域間格差拡大の抑制という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引上げを抑制する要因ともなっています。200円と開いたままの格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

今、労働者・住民の命と暮らしは、実質賃金は連続マイナス、社会保障の負担額の異常な増加や教育費の高騰、中東情勢の悪化でホルムズ海峡の封鎖による原油の流通を滞らせ、日本においても物価高騰が労働者・国民の生活に直接影響を及ぼし、長期間にわたる困難に追い打ちをかけ、生活は厳しさを増して、暮らしの危機をもたらしています。

私たち県労連の仲間が多く働く医療、介護、福祉などケア労働者は、この物価高の中で実質賃下げとなっています。また、最も困難な生活を強いられる非正規労働者で働く仲間の賃上げは抑制的であり、生活改善どころか、消費者物価指数の食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない基礎的な支出項目の上昇にも及ばず、厳しさが増しているのが実態です。困窮する国民生活を支え、格差と貧困の是正と雇用を守るためには、労働者の賃金底上げによる経済への転換が図られるよう御尽力いただくようお願いいたします。

目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。日本の企業数は、中小企業が占める割合は99.7%で、約7割の労働者が中小企業で働いています。最低賃金の大幅な引上げについて、特に中小企業では個々の企業努力だけでは難しいことも分かっています。私たち全労連・鹿児島県労連は最低賃金の引上げのためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が、最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国に求めています。政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールの整備、社会保険料の減免措置など具体的な中小企業・小規模事業所支援策の実施を求める提言を行っています。

審議委員の皆様、中央の目安での金額のみで論議するのではなく、鹿児島県で働く方々に寄り添った審議会であってほしいと期待しています。特に時給で働く非正規の方は本当に困っています。この間、毎年申し上げていることですが、その重たい事実に向き合っていただけないでしょうか。

審議会の皆様には、県内で働く全ての労働者に対して、健康で文化的な生活を送るに足るかどうか、労働基準法第1条「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき」、その水準に及んでいるかどうか、審議を強く求めます。

以上、ありがとうございました。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいまの意見陳述に関しまして、何か御質問等ございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、福丸さん、ありがとうございました。ただいまの御意見につきましては、労働者側の御意見として、今後の改正審議の参考にしていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題の2、鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの7月10日の第1回本審で協議済みですが、再度、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○ 二石室長補佐

説明いたします。第2回専門部会から第5回専門部会の開催日程につきましては、第1回の本審にて御承認いただいております。第2回専門部会は8月5日水曜日10時から、第3回専門部会は8月10日月曜日10時から、第4回専門部会は8月18日火曜日10時から、第5回専門部会は8月21日金曜日10時から、それぞれ開催させていただく予定となっております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、第2回から5回までの開催日について改めて説明がございました。中賃での答申の状況によるところもございますが、基本的にはこの日程でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、この日程でいきたいと思います。

次に、議題3に入る前に、本日の資料等の説明をお願いいたします。

○ 松下室長

私のほうから、本日の資料につきまして、簡単ではございますが御説明させていただきます。

まず、資料の5ですが、こちらは第2回目安に関する小委員会において配付された資料になります。

5の は、令和7年度中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会で事務局より提出された資料ナンバー2、生活保護と最低賃金について、データに誤りがあったとして訂正を行った旨の内容が記載されており、訂正前と訂正後のデータが添付されております。

次に、5の です。こちらは令和8年賃金改定状況調査結果になります。1ページから2ページはですね、調査の概要となります。3ページは、表1「賃金改定実施状況別事業所割合」、それから、4ページは、第2表「事業所の平均賃金改定率」、5ページは、第3表「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」になります。6ページから8ページはですね、第4表として「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」で、6ページが「男女別内訳」、7ページが「一般・パート別内訳」、8ページが「令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計」となっております。

次に、資料5の は「生活保護と最低賃金」になりますが、これにつきましては、第2回本審において改めて御説明させていただきます。

次に、資料5の は「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」になります。

なお、鹿児島県における未満率、影響率については現在集計作業中であり、7月31日開催予定の第2回本審において配付の予定としております。

資料5の は「賃金分布に関する資料」で、時間当たりの賃金分布を示したもので、鹿児島県については、一般労働者・短時間労働者計が12ページの右上ですね、それから、一般労働者が25ページの右上、そして、短時間労働者に係るものが38ページの右上にそれぞれ記載されております。

次に、資料5の は「最近の経済指標の動向」を取りまとめたものになります。

それから、資料5の 以降、 までは参考資料となっております。

資料5の は、中賃委員からの追加要望資料で、「経済・物価の見通しとリスク」、それ

から、「中東情勢の緊迫化による中小企業のエネルギー等の影響調査の集計結果」など、全
ては申し上げませんが、追加要望のあった資料になっております。

資料５の は、第１回本審でお配りした資料１４の 「足下の経済状況等に関する補足資料」
の更新部分のみ抜粋したものとなっております。

資料５の も、同じく第１回本審でお配りした資料１４の の「主要統計資料」の更新部分
のみを抜粋したものになります。

次に、資料５の はですね、第２回目安に関する小委員会で労働者側委員の仁平委員が提
出した「パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移」といった
資料になっております。

次に、資料６ですが、こちらは第３回目安に関する小委員会において配付された資料であ
り、 から は、いずれも参考資料となっております。

資料６の は、中賃委員からの追加要望資料で、「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」
や「法人企業統計による内部留保」、「国内企業物価指数の推移」、「中小企業景況調査の
ポイント」といった追加要望のあった資料になっております。

資料６の は、先ほど同様、第１回本審でお配りした資料１４の の「足下の経済状況等
に関する補足資料」の更新部分を抜粋しております。

資料６の も、同じく第１回本審でお配りした資料１４の の「主要統計資料」の更新部分
のみを抜粋しております。

さらに、こちらのほう、資料番号はついておりませんが、机上配付させていただきました
資料は、第４回目安に関する小委員会において配付された資料となっております。令和８
年７月２１日に閣議決定された日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６の関係部
分を抜粋したものとなっておりますので、御一読ください。

また、鹿児島労働局長はですね、これらに配慮していただき、鹿児島県最低賃金額改定に
ついて議会の調査審議をお願い申し上げますと申しており、別途机上配付させていただいた
文書を預かっておりますので、御確認いただければと思っております。

各資料の詳細につきましては、改めて御確認をお願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいまの配付資料の説明等で、委員の皆様方、何か御質問等はありませんか。初めて提出されたもの、あるいは前回に併せてまた提出されたものといいろいろございますが、何かありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、議題3、鹿児島県最低賃金の改正審議についてに入ります。

今年度についてはまだ目安額が示されていないところですが、本年度の鹿児島県最低賃金の改正に当たって、労使各側の基本的な考え方等をお伺いしたいと思います。

それではまず、労側からお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。今年度に当たっての基本的な考え方として話させていただきたいと思います。

まず一つに、人への投資についてということで、日本経済の自律的成長に向けては、人への投資が不可欠であります。7月21日に経済財政運営と改革の基本方針2026(骨太の方針)が閣議決定されております。その中で、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を引きつけ、消費の拡大を通じ、生産性向上投資を促しながら、企業の行動変容を促進する供給力強化そのものであり、成長戦略の起点であるとされております。最低賃金の引上げはその重要な要素でもあるということです。

二つ目に、水準の引上げについてということですが、これも骨太方針に記載されている内容ではございますが、2029年までの間に、日本経済全体で実質賃金年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を、賃上げのノルムとして我が国に定着させることとされております。物価上昇プラス1%が、社会通念となる社会を目指すというようなことで閣議決定されているわけでございます。

三つ目に、地域間額差の是正ということで、地域別最低賃金の地域ごとの金額差は、2025年度には203円まで縮小しています。深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継承・発展の厳しさに拍車がかかることは明白であります。2025年度改正審議では、B、Cランクの県の多くで地域間額差縮小に

つながる目安額からの上積みが多くなっております。地域間額差の是正に向けて、引き続き取り組むという必要があると考えております。また、鹿児島県は離島を抱えておりますが、離島は本土と比較しても物価が高い現状も踏まえながら、本土と離島の地域間格差も考慮すべきだというふうに思っております。

四つ目に、物価を上回る最低賃金の引上げについてということで、現在の最低賃金は、連合リビングウェイズを全県で下回っております。絶対額として最低生計費を賄うものにはなっておりません。物価高の基調は変わっておらず、生活コストは引き続き高止まりをしていますし、日銀の生活意識に関する調査においても、最低賃金近傍で働く労働者の生活は昨年以上に苦しくなっているとされています。また、連合総研勤労者短観でも、世帯年収の低い層ほど、1年前と比較した場合、現在の暮らし向きは悪化しており、支出を切り詰める傾向が顕著になっております。

五つ目に、発行日についてでございますが、早期発効を目指す必要があるということで、最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で、最低賃金の早期発効は重要であります。令和8年6月23日に発表されました令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理でも、春闘における賃上げの結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引換えに発行日が後ろ倒しされるのは本末転倒であるとされております。また、発行日を遅らせることの理由として、就業調整を生じさせることや、企業の支払いのための準備期間だとすることに關しては最低賃金の趣旨にそぐわないと思っております。

最後に、会社は社会的公器でございます。企業の存在価値・意義、そして、社会責任はどうあるべきかということを考えながら、離島を抱えている鹿児島県の経済、県民生活を守ると、県民に寄り添える、物価高に苦しむ最低賃金近傍で働く県民を置き去りにしてはいけないということを忘れずに、魅力ある鹿児島を目指して審議していきたいと思っております。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいまの労側の基本的な考え方に対して、委員の皆さん、何か御質問、御意見等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、続きまして、使側からの基本的な考え方等をお願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

一応ペーパーにまとめてございますので、それを見ていただければと思います。それでは、短い文章ですので、読み上げさせていただきます。

令和８年度鹿児島県最低賃金審議、使用者側見解ということであります。

まず、１現状認識。内閣府の月例経済報告によりますと、日本経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要があるとしています。鹿児島は、日本銀行鹿児島支店が発表した経済概況では、一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復しているという判断を維持しています。

しかし、鹿児島の企業も、九州経済研究所の調査によりますと、中東情勢の緊迫化が既に経営に影響が出ていると答えた企業が６割を超えています。

雇用情勢を見てみますと、最新の鹿児島の有効求人倍率は1.02倍と、全国平均の1.17倍を大きく下回りました。求職は横ばいですが、求人は減少しており、物価上昇や中東情勢等の影響で雇用の余力が乏しく、求人を控える企業が出てきているのも気になります。このほか、金利上昇による借入れ負担の増加など、企業経営を圧迫する懸念材料が出てきています。また、県内企業の倒産件数も高水準が続いています。

以上述べたように、使用者にとって先行きの不透明感・不安感は増してきており、厳しい経営環境となっています。

今年度の審議における基本的見解でございます。

鹿児島県の最低賃金は、この３年間で一気に173円引き上げられました。影響率は３割を超え、30.8%に達しています。昨年あたりから「賃上げ疲れ」という言葉も出てきていますが、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えてきています。また、今年の春の賃金交渉の結果も昨年を下回っています。

最低賃金の役割は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。よって、業績や価格転嫁に関係なく、一律に、しかも罰則付きの強制力をもって適用されることを強く認識すべきです。

鹿児島も、全体とすれば景気は持ち直し傾向にあること、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるものの引き続き上昇局面にあること、賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解しています。

ただ、近年の引上げペースは速過ぎる上に、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要があります。

以上のことを考慮すると、使用者側とすれば、法定三要素のうち、通常の事業の支払い能力を重視することと、三要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するという基本的な考え方は今年も堅持いたします。

そして、社会全体として持続的に賃上げできる環境整備を一層進める必要があることを強調しておきます。この社会全体ということは、なかなか手取りが増えないということを全て企業の賃上げだけに頼るのではなく、政府による物価高対策、それから税制、社会保障、そういった制度改革も含めて賃上げできる環境整備を図っていくことが必要であるということも強調をしておきます。

その上で、事業の持続的発展と雇用の維持・確保の観点から、他県の動向も勘案しつつ、鹿児島の経済状況に見合う水準で決定すべきだと考えております。

使用者側の基本見解は以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいま使用者側のほうから基本的な考え方が示されたところであります。

ただいまの件につきまして、何か御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

ないようですが、あと、労使両者の基本的考え方が示されましたけれど、ほかに公益から何か御質問等ございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、ただいま労使各側から基本的考え方をお伺いしたところでありますが、まだ本日の時点では中賃の目安額等示されていない状況であります。これ以上審議を深めることは非常に困難な感じがいたしておるところであります。7月31日に開催されます第2回本審において目安伝達が行われることとなっておりますので、次回の専門部会の際には具体的な金額を御提示いただき、審議を深めていきたいと考えておりますので、労使各側とも御検討をよろしくお願いいたします。

最後の議題のその他に移ります。

今後の審議について、何か御意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

ないようでしたら、最後に、事務局からの御連絡、説明等ございますか。

○ 二石室長補佐

次回の部会につきましては、8月5日水曜日10時からの予定です。会場は、本日と同じ第2会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いいたします。

それでは、本日の専門部会はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。